

多治見市耐震改修促進計画

平成 20 年 3 月	策定
平成 28 年 3 月	改定
平成 29 年 3 月	改定
平成 30 年 4 月	改定
令和 3 年 4 月	改定
令和 8 年 4 月	改定

目 次

はじめに	1
1 計画策定の経緯と地震防災における位置づけ	
2 計画改定の経緯	
3 岐阜県震災対策検証委員会の提言	
4 令和6年能登半島地震に学ぶ ー今後の震災対策ー	
第1 想定される地震の規模、想定される被害状況	3
第2 建築物の耐震化に係る目標	4
1 建築物の耐震化の現状	
（1）住宅の耐震化の現状	
（2）特定建築物の耐震化の現状	
（3）耐震診断義務付け建築物の耐震化の現状	
2 建築物の耐震化の現状分析	
（1）耐震化率の推移と評価	
（2）多治見市の特性	
（3）耐震化が進まない要因	
3 建築物の耐震化の目標	
4 公共施設・防災拠点施設等の耐震化の現状・目標	
（1）市有施設における耐震化	
第3 建築物の耐震化の促進に係る基本的な方針	14
1 役割分担の考え方・建築物所有者の努力義務	
（1）市民・事業者（建築物の所有者）の役割	
（2）市の役割	
2 実施する事業の方針	
（1）事業の考え方	
（2）実施する事業	
3 重点的に耐震化を図る地域・建築物等の考え方	
（1）重点的に耐震化を図る地域	
（2）地震発生時に通行を確保すべき道路	
（3）重点的に耐震化を図る建築物	
（4）より重点的に耐震化を図る建築物	
4 第4期計画における重点的な取組み	
5 「命」を守るための多様な取組みの推進	
6 新たな耐震化の取組みの検討	
第4 建築物の耐震化を促進する施策	17
1 施策を推進するための体制	
2 安心して耐震化が行える環境整備	
（1）多治見市建築物等耐震化促進事業	
3 耐震化に関する啓発及び知識の普及	
（1）相談体制の整備	
（2）情報提供の充実	
4 地震時の建築物の総合的な安全対策	
（1）地震時の建築物の総合的な安全対策	
（2）地震に伴う宅地被害の軽減対策	

第5 指導・勧告又は命令等に関する事項	21
1 建築物の耐震改修の促進に関する法律による指導等	
（1）要緊急安全確認大規模建築物（法附則第3条該当）	
（2）要安全確認計画記載建築物（法第7条該当）	
（3）特定既存耐震不適格建築物（法第14条、第15条該当）	
（4）既存耐震不適格建築物（法第16条該当）	
2 所管行政庁との連携	
3 建築基準法による勧告又は命令	
資 料	24
1 緊急輸送道路（耐震診断義務化対象路線）	

はじめに

1 計画策定の経緯と地震防災における位置づけ

多治見市では、市内の建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るため、建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成7年法律第123号。以下「法」という。）第6条の規定により、岐阜県耐震改修促進計画に基づき「多治見市耐震改修促進計画（以下「本計画」という。）」を平成20年3月に策定しました。

なお、本計画は「多治見市国土強靱化地域計画」及び「多治見市地域防災計画」と調和を図り、市の地震防災対策の一環となるものです。

また、岐阜県は、平成27年9月の国連総会において採択された「持続可能な開発のためアジェンダ」において掲げられた17の国際目標（SDGs※）に関して、令和2年7月17日に「SDGs未来都市」に選定され、「岐阜県SDGs未来都市計画」を策定しました。本計画に位置付ける取組みは、いずれも「持続可能なまちづくり」に資するものであることから、SDGsのうち、特に目標11【住み続けられるまちづくりを】を目指した取組みを推進していきます。



※Sustainable Development Goals の略

2015年の国連サミットで採択された2030年を期限とする先進国を含む国際社会全体の17の開発目標。全ての関係者（先進国、途上国、民間企業、NGO、有識者等）の役割を重視し、「誰一人取り残されない（no one will be left behind）」社会の実現を目指して、経済・社会・環境をめぐる広範な課題に統合的に取り組むもの。

2 計画改定の経緯

本計画は、平成20年3月の策定後、法の改正や地震災害による新たな課題への対応などを踏まえ、以下のとおり改定を行っています。また、設定した目標年次により計画期数を以下のとおりとします。

計画及び期間	策定・改定時期	主な内容
第1期計画 (H20～H28)	平成20年3月	計画策定
	平成24年3月	「東北地方太平洋沖地震（東日本大震災）」に伴う岐阜県震災対策検証委員会の提言を反映（「3 岐阜県震災対策検証委員会の提言」参照）
	平成28年3月	計画期間の延期（終了H27→H28）
第2期計画 (H29～R02)	平成29年3月	第2期計画策定 「要緊急安全確認大規模建築物」「要安全確認計画記載建築物」の明記 「耐震化緊急促進アクションプログラム」の策定
	平成30年3月	「耐震化緊急促進アクションプログラム」の位置付け
第3期計画 (R03～R07)	令和3年4月	第3期計画策定
第4期 (R08～R12)	令和8年4月	第4期計画策定

3 岐阜県震災対策検証委員会の提言

平成 23 年 3 月 11 日に発生した「東北地方太平洋沖地震（東日本大震災）」では、現行基準に適合する建築物での揺れによる大きな被害がさほど見られず、これまでに発生した地震による経験を生かした建築物の地震対策が有効であったと考えられるとともに、これまで以上に耐震化の推進が重要な課題であることが認識されました。

岐阜県では、東日本大震災により明らかになった震災対策の現状と課題を洗い出し、岐阜県で大規模地震が発生した場合に教訓とするべき事項の検証を目的に「岐阜県震災対策検証委員会」が組織され、防災体制・防災対策の総点検が行われました。

建築物の耐震化については、「耐震化分科会」で検証・検討が行われ、これまでの取組みには一定の評価を与えつつ、建築物の更なる耐震化促進に向けた取組みの強化や、耐震化を最終目標とした「命を守るための多様な取組みの推進」などについて検討が行われ、平成 23 年 7 月 31 日にとりまとめられた「岐阜県震災対策検証委員会報告書」において、以下の 7 項目の提言がなされました。

岐阜県震災対策検証委員会からの提言項目（建築物の耐震化に関する項目のみ抜粋）

- ① 防災拠点施設等の耐震化【県・市町村・建物所有者】
- ② 緊急輸送道路沿道の特定建築物への取組みの強化【県・市町村・建築関係団体】
- ③ 耐震化の普及啓発における内容の充実と手法の見直し【県・市町村・建築関係団体】
- ④ 耐震化に関する補助制度の見直し【県・市町村】
- ⑤ 不特定多数が利用する民間特定建築物への取組みの強化【県・市町村・建築関係団体】
- ⑥ 宅地被害の周知【県・市町村・建築関係団体】
- ⑦ 「命」を守るための多様な取組みの推進【県・市町村】

※【 】は特に連携を図るべき事業主体

4 令和 6 年能登半島地震に学ぶ ー今後の震災対策ー

岐阜県では、第 3 期岐阜県強靱化計画の策定に先立ち、令和 6 年能登半島地震の発災以降、被災地に対する支援を実施するとともに、本地震に学び、本県の震災対策の一層の強化充実につなげるため、これまでに明らかになった状況、被災地での支援活動にあたった職員などからの報告を踏まえ、「建物耐震化の促進」等、大きく 4 つのテーマを軸に震災対策の見直しを実施しました。

令和 7 年 1 月にとりまとめられた「令和 6 年能登半島地震に学ぶー今後の震災対策ー」において、建物耐震化の促進で今後検討すべき対策として、以下の 6 項目が挙げられています。

建物耐震化の促進に関する項目のみ抜粋

- ① 古い住宅が多い地域など、重点的に耐震化啓発を行う地域の抽出及び戸別訪問による啓発の強化【県・市町村・関係団体】
- ② 耐震診断・耐震改修工事に対する支援の継続【県・市町村】
- ③ 部分的な耐震補強（耐震シェルターなど）に対する支援策の検討【県・市町村】
- ④ 沿道の建築物が耐震診断の義務化対象となる緊急輸送道路の指定拡大の検討【県・市町村】
- ⑤ 耐震診断を義務化した路線沿道の要耐震化促進対象建築物の所有者に対する耐震化啓発の強化【県・市町村】
- ⑥ 緊急輸送道路沿道建築物の耐震診断・耐震補強工事に対する支援の継続【県・市町村】

※【 】は特に連携を図るべき事業主体

第1 想定される地震の規模、想定される被害状況

岐阜県は、全国的にみても活断層の分布密度が高く、大小あわせて約100本もの活断層が存在し有史以来地震による被害を多く受けてきました。特に1891年に発生した濃尾地震は日本の内陸部で発生した最大級の地震（マグニチュード8.0）であり、県内だけでも5,000人近い死者を出すという甚大な被害を受けました。そして今、南海トラフの巨大地震の発生の危険性が高まっています。

平成23年度から24年度にかけて岐阜県が実施した「岐阜県南海トラフの巨大地震等被害想定調査」及び平成29年度から30年度にかけて岐阜県が実施した「岐阜県内陸直下地震等被害想定調査」では、表1-1のとおり市内において大きな被害をもたらすと見られる南海トラフの巨大地震及び主要な7つの活断層による内陸直下型地震（揖斐川-武儀川（濃尾）断層帯地震、長良川上流断層帯地震、屏風山・恵那山及び猿投山断層帯地震、阿寺断層系地震、跡津川断層帯地震、養老-桑名-四日市断層帯地震、高山・大原断層帯地震）を想定しています。

表1-1 多治見市で想定される地震の規模

想定地震\地震の規模	最大震度	P L 値 (液状化指数)	建物被害（棟数）	
			全壊	半壊
南海トラフの巨大地震★	5.83（震度6弱）	24.92	1,201	3,778
揖斐川-武儀川（濃尾）断層帯地震	5.53（震度6弱）	13.12	497	1,830
長良川上流断層帯地震（北側震源）	5.33（震度5強）	10.88	422	1,114
長良川上流断層帯地震（南側震源）	4.75（震度5弱）	0.00	0	6
屏風山・恵那山及び猿投山断層帯地震	6.25（震度6強）	18.70	2,694	6,597
阿寺断層系地震（北側震源）	5.18（震度5強）	6.82	208	533
阿寺断層系地震（南側震源）★	4.91（震度5弱）	0.72	6	47
跡津川断層帯地震★	4.96（震度5弱）	1.67	50	128
養老-桑名-四日市断層帯地震★	5.52（震度6弱）	11.74	376	1,000
高山・大原断層帯地震（北側震源）★	4.91（震度5弱）	3.52	32	78

※ P L 値（液状化指数） PL 値>15：液状化の可能性が高い 5<PL≤15：液状化の可能性はある

★ 平成23～24年度実施の調査による。それ以外は平成29～30年度実施の調査による。

[出典：平成23～24年度 岐阜県南海トラフの巨大地震等被害想定調査 概要版]

[出典：平成30年度 岐阜県内陸直下地震等被害想定調査 概要版]

第2 建築物の耐震化に係る目標

1 建築物の耐震化の現状

建築基準法の耐震基準に関する改正が行われ、昭和 56 年 6 月 1 日に新耐震設計法が導入されたことから、これ以降に着工された建築物を「新基準建築物」、これより前に着工された建築物を「旧基準建築物」といいます。また、本文中の言葉の定義は以下のとおりとします。

「建築物の耐震化」…建築物の地震に対する安全性を確保すること。

「耐震化されている建築物」…新基準建築物、旧基準建築物のうち耐震診断結果により耐震性を満たしている建築物又は耐震改修した建築物。

「耐震化率」…建築物の全数に対する耐震化されている建築物の割合。(住宅においては戸数)

「耐震性が不十分な建築物」…旧基準建築物のうち、耐震診断の結果、耐震性が不十分であり、かつ耐震改修を行っていない建築物。

(1) 住宅の耐震化の現状

市内の建築年代別住宅数は、5 年ごとに行われている住宅・土地統計調査（総務省統計局）によると表 2-1 のとおりです。

表 2-1 建築年代別住宅数

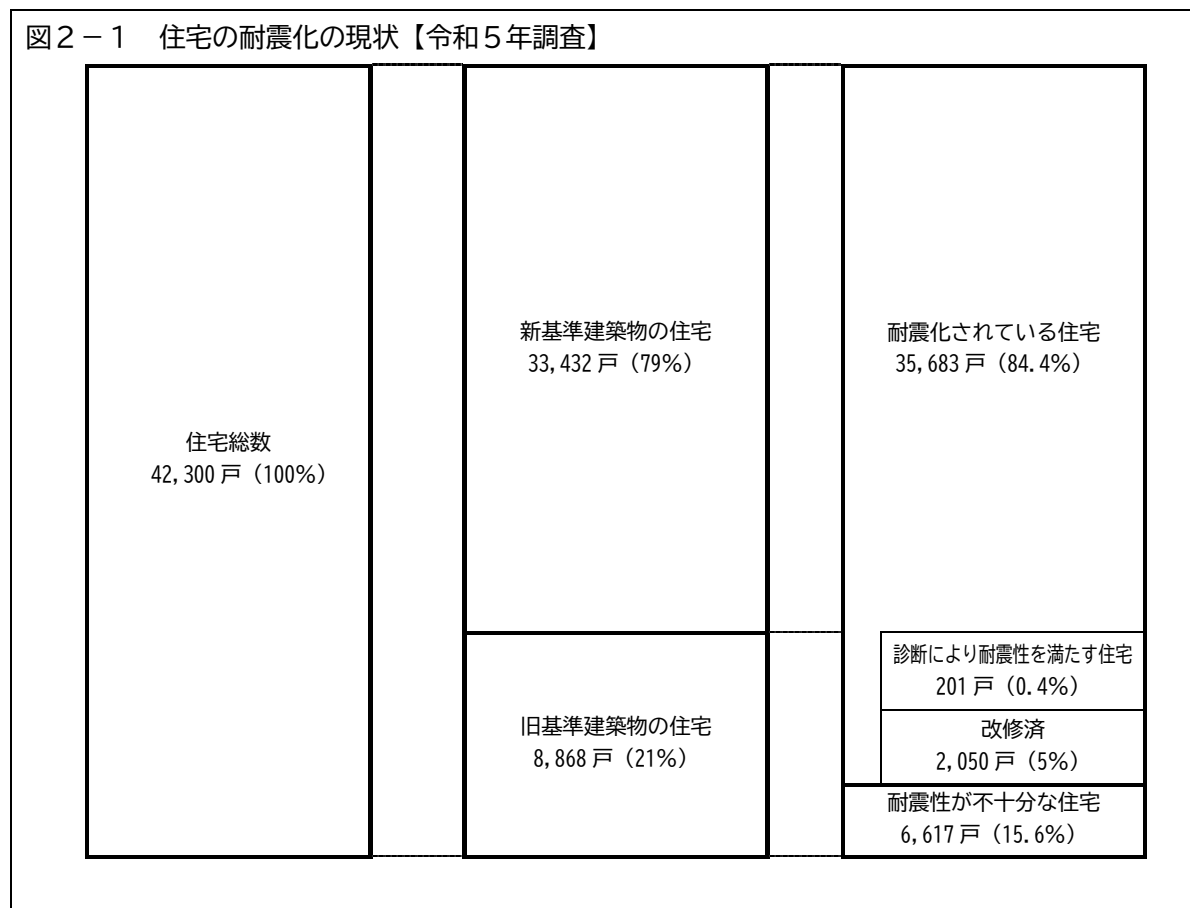
(単位：戸)

年代別 住宅数 建築年		H10 年調査		H15 年調査		H20 年調査		H25 年調査		H30 年調査		R05 年調査	
		戸数	割合 (%)	戸数	割合 (%)	戸数	割合 (%)	戸数	割合 (%)	戸数	割合 (%)	戸数	割合 (%)
旧基準	S35 年以前	4,221	11.2	4,050	10.1	2,780	6.9	2,410	5.8	3,970	9.5	3,050	7.2
	S36 年～45 年	5,070	13.5	4,000	10.0	3,510	8.8	3,350	8.0				
	S46 年～55 年	8,169	21.7	7,449	18.6	7,280	18.2	6,300	15.1	6,220	15.0	5,550	13.1
	不詳	—	—	—	—	—	—	233	0.6	529	1.3	268	0.6
	計	17,460	46.4	15,499	38.7	13,570	33.9	12,293	29.5	10,719	25.8	8,868	20.9
新基準	S56 年～60 年	5,542	14.7	5,684	14.2	10,110	25.2	9,350	22.4	9,300	22.4	8,930	21.1
	S61 年～H2 年	5,116	13.6	5,465	13.7	5,465	13.7						
	H3 年～7 年	6,102	16.2	5,628	14.1	5,380	13.4	6,820	16.4	8,680	20.9	9,300	22.0
	H8 年～12 年	3,337	8.9	6,117	15.3	5,290	13.2	4,220	10.1				
	H13 年～17 年	—	—	1,347	3.4	3,930	9.8	4,010	9.6	7,580	18.2	6,630	15.7
	H18 年～20 年	—	—	—	—	1,300	3.2	2,960	7.1				
	H21 年～22 年	—	—	—	—	—	—	1,490	3.6				
	H23 年～25 年	—	—	—	—	—	—	—	—	3,730	9.0	6,600	15.6
	H26 年～30 年	—	—	—	—	—	—	—	—				
	R1 年～2 年	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	960	2.3
	R3 年～5 年	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—		
	不詳	107	0.2	261	0.6	530	1.3	557	1.3	1,521	3.7	1,012	2.4
	計	20,204	53.6	24,502	61.3	26,540	66.1	29,407	70.5	30,811	74.2	33,432	79.1
合 計		—	37,664	100.0	40,001	100.0	40,110	100.0	41,700	41,530	100.0	42,300	100.0
耐震改修を行った住宅		未調査		380	—	1,120	—	1,650	—	1,840	—	2,050	—

※ H25 調査以降の不詳件数については、旧基準と新基準とで按分した件数で計上とする

多治見市における住宅の耐震化率の現状については、令和5年 住宅・土地統計調査によると、「新基準建築物の住宅」が33,432戸、「旧基準建築物の住宅」のうち「耐震改修を行った住宅」は約2,050戸、「耐震診断結果により耐震性を満たす住宅」については耐震診断結果の推計より約201戸であることから、多治見市内の住宅総数約42,300戸のうち約35,683戸が「耐震化されている住宅」と推計できます。

図2-1 住宅の耐震化の現状【令和5年調査】



(2) 特定建築物の耐震化の現状

法では、一定の用途及び規模要件に該当する建築物を「特定建築物」と定め、その用途、規模の要件は、表2-2のとおりです。そのうち学校、体育館、病院、劇場、観覧場、展示場、百貨店、事務所、老人ホーム等の1号特定建築物（以下「多数の者が利用する建築物」という。）の耐震化の現状は、建物所有者に対して実施したアンケート等の実態調査によると表2-3のとおりです。

表 2-2 特定建築物一覧

号	N0	用 途		特定建築物の規模要件
1 号	1	学校	小学校、中学校、義務教育学校、中等教育学校の前期課程、若しくは特別支援学校	階数 2 以上かつ 1,000 ㎡以上
			上記以外の学校	階数 3 以上かつ 1,000 ㎡以上
	2	体育館（一般公共の用に供されるもの）		階数 1 以上かつ 1,000 ㎡以上
	3	ボーリング場、スケート場、水泳場その他これらに類する運動施設		階数 3 以上かつ 1,000 ㎡以上
	4	病院、診療所		階数 3 以上かつ 1,000 ㎡以上
	5	劇場、観覧場、映画館、演芸場		階数 3 以上かつ 1,000 ㎡以上
	6	集会場、公会堂		階数 3 以上かつ 1,000 ㎡以上
	7	展示場		階数 3 以上かつ 1,000 ㎡以上
	8	卸売市場		階数 3 以上かつ 1,000 ㎡以上
	9	百貨店、マーケットその他物品販売業を営む店舗		階数 3 以上かつ 1,000 ㎡以上
	10	ホテル、旅館		階数 3 以上かつ 1,000 ㎡以上
	11	賃貸住宅（共同住宅に限る。）、寄宿舎、下宿		階数 3 以上かつ 1,000 ㎡以上
	12	事務所		階数 3 以上かつ 1,000 ㎡以上
	13	老人ホーム、老人短期入所施設、身体障害者福祉ホームその他これらに類するもの		階数 2 以上かつ 1,000 ㎡以上
	14	老人福祉センター、児童厚生施設、身体障害者福祉センターその他これらに類するもの		階数 2 以上かつ 1,000 ㎡以上
	15	幼稚園、幼保連携型認定こども園又は保育所		階数 2 以上かつ 500 ㎡以上
	16	博物館、美術館、図書館		階数 3 以上かつ 1,000 ㎡以上
	17	遊技場		階数 3 以上かつ 1,000 ㎡以上
	18	公衆浴場		階数 3 以上かつ 1,000 ㎡以上
	19	飲食店、キャバレー、料理店、ナイトクラブ、ダンスホールその他これらに類するもの		階数 3 以上かつ 1,000 ㎡以上
	20	理髪店、質屋、貸衣装屋、銀行その他これらに類するサービス業を営む店舗		階数 3 以上かつ 1,000 ㎡以上
	21	工場（危険物の貯蔵場又は処理場の用途に供する建築物を除く）		階数 3 以上かつ 1,000 ㎡以上
	22	車両の停車場又は船舶若しくは航空機の発着場を構成する建築物で旅客の乗降又は待合の用に供するもの		階数 3 以上かつ 1,000 ㎡以上
	23	自動車車庫その他の自動車又は自転車の停留又は駐車のための施設		階数 3 以上かつ 1,000 ㎡以上
	24	保健所、税務署その他これらに類する公益上必要な建築物		階数 3 以上かつ 1,000 ㎡以上
2 号	—	危険物の貯蔵場又は処理場の用途に供する建築物		建築物の耐震改修の促進に関する法律施行令第 7 条で定める数量以上の危険物を貯蔵、処理する全ての建築物
3 号	—	地震によって倒壊した場合においてその敷地に接する道路の通行を妨げ、多数の者の円滑な避難を困難とするおそれがあり、その敷地が岐阜県地域防災計画に位置付けられた緊急輸送道路に接する建築物		全ての建築物

表 2-3 多数の者が利用する建築物の耐震化の状況

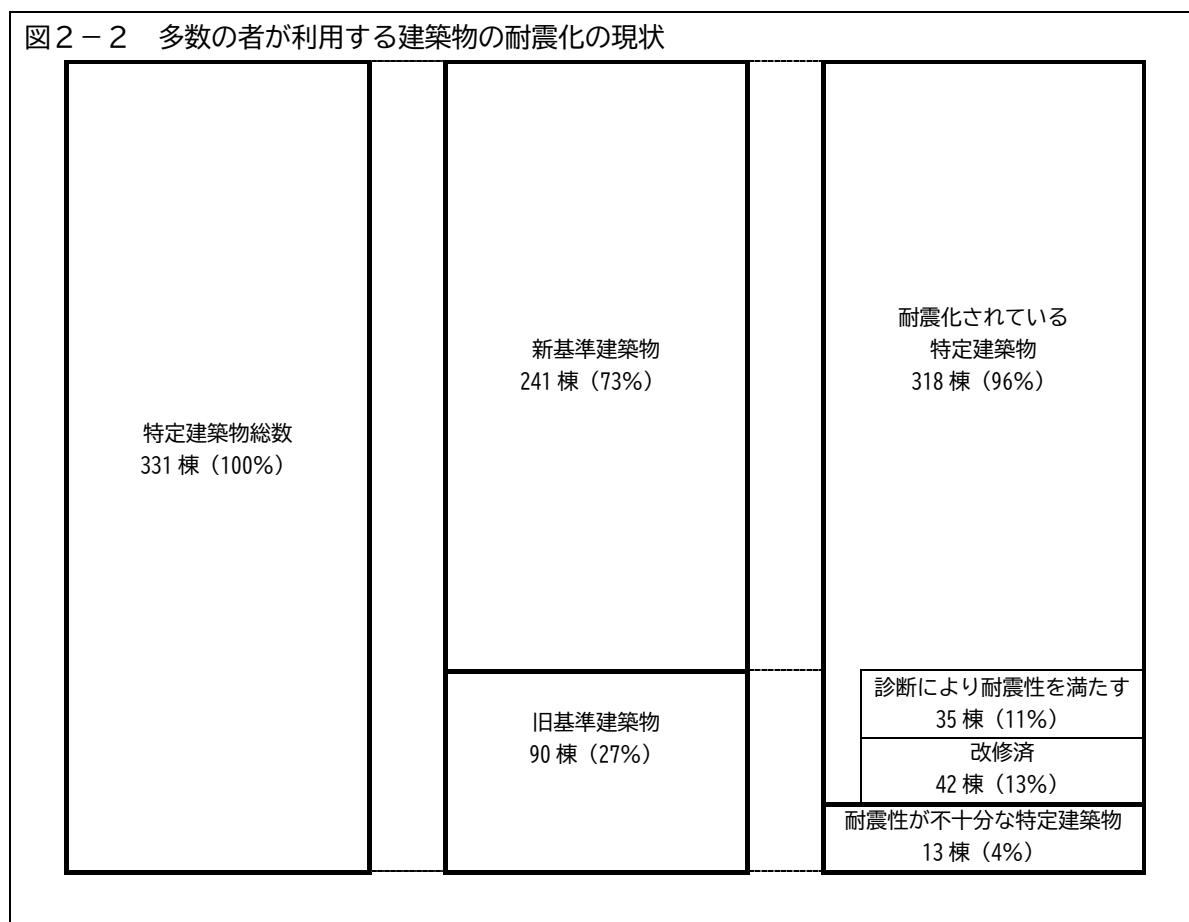
耐震化の現状 特定建築物の種類 (多数の者が利用する建築物)	全棟数 A=B+C	新基準 建築物 B	旧基準 建築物 C	耐震化されている建築物 F=B+D+E		耐震化率 G=F/A	
				耐震改修 実施済み D	耐震性を 満たす E		
庁舎、病院、警察、学校、社会福祉施設、劇場、集会場、店舗、ホテル、賃貸住宅、事務所、工場等	331	241	90	42	35	318	96%

注) A~D は実数値

※ 棟数は、令和 7 年 9 月時点の特定建築物台帳による

多数の者が利用する建築物については、「新基準建築物」が 241 棟（73%）、「旧基準建築物」90 棟のうち、「耐震改修実施済みのもの」が 42 棟（13%）、「耐震診断結果から耐震性を満たすもの」が 35 棟（11%）であることから、「耐震化されている建築物」は 318 棟となり、市内の多数の者が利用する建築物総数 331 棟のうち 96%が耐震化されていると推計できます（図 2-2）

図 2-2 多数の者が利用する建築物の耐震化の現状



(3) 耐震診断義務付け建築物の耐震化の現状

平成 25 年の法改正により、一定規模以上の大規模建築物や防災拠点等のより重点的に耐震化を進めるべき建築物に対し、法や耐震改修促進計画での位置付けにより耐震診断の実施及び報告を義務付け、公表を行うこととなりました。これにより対象となる建築物の耐震化の現状は、表 2-4 のとおりです。

表 2－4 耐震診断義務付け建築物の耐震化の現状（R7.9 時点）

種別		根拠	対象棟数	診断結果	耐震性が確保されていない建築物
要緊急安全確認大規模建築物※		法附則第 3 条	0 棟	－	－
要安全確認 計画記載建築物※	防災拠点建築物	法第 7 条第 1 項第 1 号	0 棟	－	－
	通行障害既存耐震不適格建築物	法第 7 条第 1 項第 2 号 ※ 本計画 資料 1 (1)(2)	1 棟	公表済	1 棟

※各建築物の概要は、表 5－2 参照

2 建築物の耐震化の現状分析

（１）耐震化率の推移と評価

第 1 期計画策定時以降、多治見市の耐震化率は表 2－5 のとおり推移していますが、第 3 期計画で掲げた目標「住宅及び多数の者が利用する建築物の耐震化率 95%」には至っていません。

しかし、この間に耐震性が不十分な住宅等は半減しており、これまでの補助制度や啓発などの施策により一定の成果は得られています。

表 2－5 耐震化率の推移

住宅	71% (H20)	→	79% (H30)	→	84% (R05)
多数の者が利用する 建築物	79% (H20)	→	95% (R03)	→	96% (R07)

（２）多治見市の特性

国土交通省が発表した令和 6 年 4 月 1 日時点の全国の住宅耐震化率は「87%」で、多治見市はそれを下回る結果となっています。その要因として、以下に挙げる多治見市の住宅事情もその一つとして起因していると考えられます。

● 多治見市の特性（令和 5 年住宅・土地統計調査より分析）

次のことにより、多治見市は耐震化を促進すべき戸建木造住宅の割合が全国に比べて多いことがわかります。

①都市部と異なり、マンションなどの共同住宅の割合が低い

	戸建て	共同住宅等
全国	53.6%	46.4%
多治見市	96.4%	3.6%

②旧基準の木造住宅の割合が高い

	住戸全体に対する旧基準木造住宅の割合
全国	16.0%
多治見市	19.2%

（３）耐震化が進まない要因

平成 14 年度以降、戸別訪問等により、木造住宅の耐震啓発を実施してしました。

令和 7 年 3 月末時点で、耐震診断を受診した方が 982 人、そのうち、耐震化（耐震改修及び除

却工事等)をされた方が96人であり、耐震診断から耐震改修へ進む方は1割に満たない状況です。

岐阜県にて、令和6年度に戸別訪問等の機会に併せ、耐震診断を今まで受診されていない方(1,253人)及び耐震診断は受診済だが耐震改修を実施していない方(759人)の計2,012人の県民へアンケートを実施(回答者属性は表2-6)したところ、それぞれ表2-7、表2-8のような要因が挙げられました。

表2-6 R6県民アンケートの回答者属性

所在地		世帯主の年齢※		世帯人数※
岐阜	1,048(52.1%)	35歳未満	23(1.2%)	平均 2.44人
西濃	265(13.2%)	35～49歳	103(5.4%)	
中濃	370(18.4%)	50～64歳	340(17.8%)	
東濃	118(5.9%)	65～74歳	594(31.2%)	
飛騨	211(10.5%)	75歳以上	846(44.4%)	

※アンケートで建替えや耐震改修を実施したことが判明した分は除く

表2-7 耐震化が進まない要因(耐震診断未実施の方を対象)※複数回答有

主な要因	主な意見	
防災意識の希薄 回答数 1386 (回答率 65.5%)	・耐震改修をするつもりがない ・大地震が来たら諦める	← 住民理解 が十分でない
高齢者世帯のみの増加 回答数 502 (回答率 23.7%)	・跡継ぎがいらない	← 今後の 利用予定 がない

表2-8 耐震化が進まない要因(耐震改修工事未実施(耐震診断済)の方を対象)※複数回答有

主な要因	主な意見	
経済的負担 回答数 649 (回答率 46.4%)	・多額の費用がかかる ・今の家にお金をかけたくない	← 金銭的負担 がネック
高齢者世帯のみの増加 回答数 315 (回答率 22.5%)	・跡継ぎがいらない	← 今後の 利用予定 がない
防災意識の希薄 回答数 302 (回答率 21.6%)	・大地震が来たら諦める ・手続きが面倒	← 住民理解 が十分でない

これらの課題に対しては、これまでも啓発活動や補助制度などで対応してきましたが、耐震改修に対するインセンティブの低下が懸念されるため、これまで耐震診断・耐震改修の実施を躊躇されてきた方等のニーズ把握を行いながら、よりの確に耐震化を促進するための施策の検討が必要です。

特に耐震改修に進まない要因として経済的負担が過半を占めているため、精密診断や安価な工法の普及等、より安価に実施できる施策の検討が必要であるとともに、代理受領制度(※)の導入

やり・バス 60 を活用した補助制度の普及等、所有者の負担軽減につながる取組の検討が必要です。

また、「高齢者世帯のみの増加」に伴い、住宅の今後の利用予定がないという要因が2割超あるため、建替えや除却工事に対する更なる施策の検討が必要です。

※**代理受領制度** … 耐震改修施工業者が所有者の委託を受け、補助金を代理で受領するもの。
所有者は工事代金と補助金の差額のみを支払うことになり、負担が軽減される。

3 建築物の耐震化の目標

平成7年に発生した阪神・淡路大震災では、建築物の倒壊による「圧死」で多くの尊い命が犠牲となり、平成16年の新潟県中越地震においては人的被害が少なかったものの、多くの建築物において倒壊あるいは損壊といった被害が発生しました。また、平成23年の東北地方太平洋沖地震以降の地震では現行基準に適合する建築物においては、揺れによる大きな被害がさほど見られなかったことから、これまでに発生した地震による経験を生かした建築物の地震対策が有効であったと考えられます。

建築物の耐震化は重要かつ緊急的な課題であるため、市民の安全・安心の確保、地震被害の軽減を図るには、総合的な建築物の耐震化対策を計画的かつ効果的に推進します。

● 国の基本方針（抜粋）

平成18年1月25日 国土交通省告示第184号
最終改正 令和7年7月17日 国土交通省告示第535号

建築物の耐震診断及び耐震改修の目標の設定

災害対策の推進等に係る基本的な事項を定めた国土強靱化基本計画及び防災基本計画、今後の発生が懸念される大規模地震への対策をとりまとめた南海トラフ地震防災対策推進基本計画、首都直下地震緊急対策推進基本計画及び日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進基本計画における目標を踏まえ、住宅については、令和17年までに、要緊急安全確認大規模建築物については令和12年までに、要安全確認計画記載建築物については早期に、いずれも耐震性が不十分なものをおおむね解消することを目標とする。

● 第1次国土強靱化実施中期計画について（抜粋）

令和7年6月6日 閣議決定

推進施策 41：住宅・建築物の耐震化【国土交通省】

＜目標＞

K P I ・ 指標	現況	計画期間 目標	将来 目標
緊急輸送道路の一部等（約9,000 km）の沿道建築物で、耐震診断が義務付けられたもの（7,291棟（令和6年4月1日時点））のうち、大規模地震時に倒壊等しないよう耐震化等が講じられたものの割合	43.6% (R05)	60% (R12) ※1	60% (R12) ※1
居住世帯のある住宅のストック総数のうち、大規模地震時に倒壊等しないよう耐震性が確保されているものの割合（住宅の耐震化率）	90% (R05)	95% (R12)	耐震性が不十分なものをおおむね解消 (R17) ※2
耐震診断が義務付けられた、病院、店舗、旅館等の不特定多数の者等が利用する大規模建築物等（11,464棟（令和5年度末時点））のうち、大規模地震時に倒壊等しないよう耐震化等が講じられたものの割合	92.9% (R05)	耐震性が不十分なものをおおむね解消 (R12) ※2	耐震性が不十分なものをおおむね解消 (R12) ※2

※1 耐震化は所有者の判断で行われるものであり、将来的には100%に近い状態を目指す。

※2 耐震化は所有者の判断で行われるものであり、100%に近い状態を目指す目標を設定

建築物の耐震化の現状、これまでの岐阜県強靱化計画の取組みや上記の国の動向を踏まえ、以下を目標とします。

《第4期計画における目標》

- 住宅の耐震化率 … 令和12年 95%
- 多数の者が利用する建築物の耐震化率 … 令和12年 97%
- 要緊急安全確認大規模建築物の耐震化率 … 令和12年 おおむね解消 ※1
- 要安全確認計画記載建築物の耐震化率
 - ・防災拠点建築物 … 早期におおむね解消 ※1
 - ・通行障害既存耐震不適格建築物 … 令和12年 50% ※2

※1_耐震化は所有者の判断で行われるものであるため、100%に近い状態を目指す

※2_平成29年4月1日指定分

住宅の耐震化率95%を達成するため、令和12年までに約4,481戸の耐震化が必要です。また、多数の者が利用する建築物（1号特定建築物）は、耐震化率97%を達成するため、令和12年度までの間に3棟の耐震化が必要です。あわせて、耐震診断義務付け建築物の耐震化率を達成するためには、要安全確認計画記載建築物（1棟）の耐震化が必要です。

そのため、耐震化の重要性・必要性についての普及啓発、耐震化を支援する施策をより一層推進することにより、旧基準建築物の建て替え・耐震改修の促進を図ります。（図2-3、図2-4）

図2-3 住宅の耐震化の目標（令和12年）

※住宅総数、耐震性が不十分な住宅数は、過去の件数からの推移から推計。

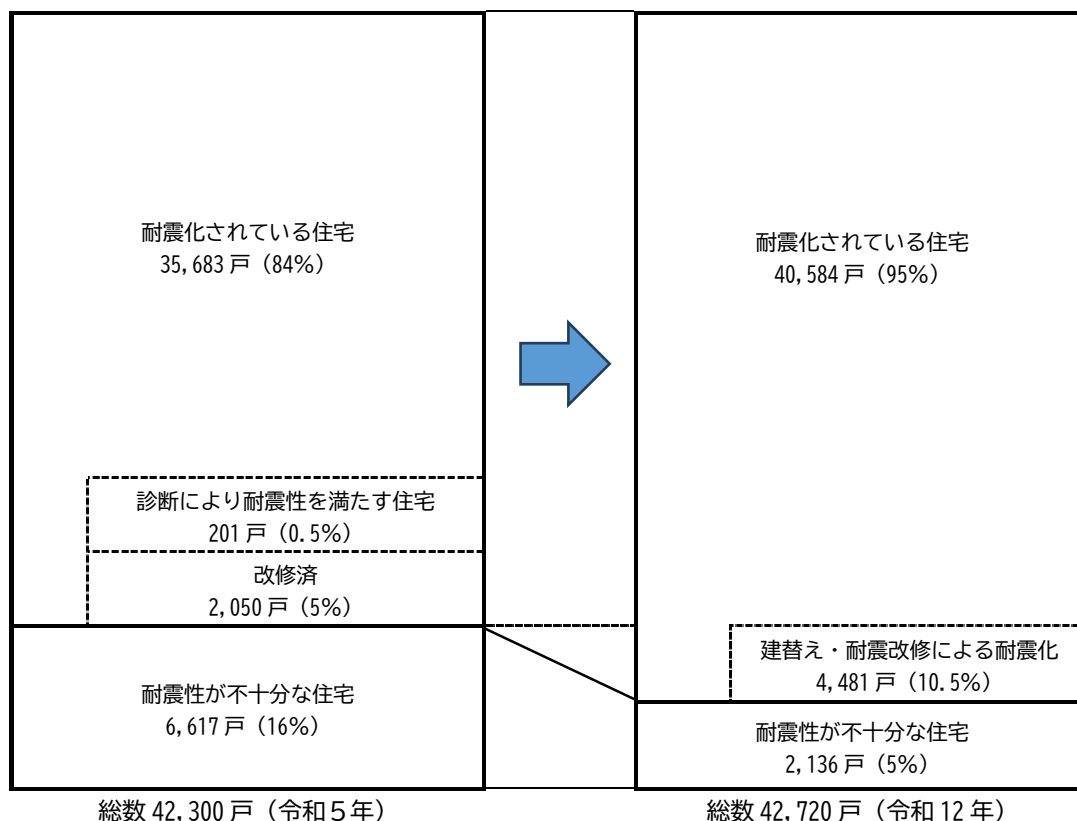
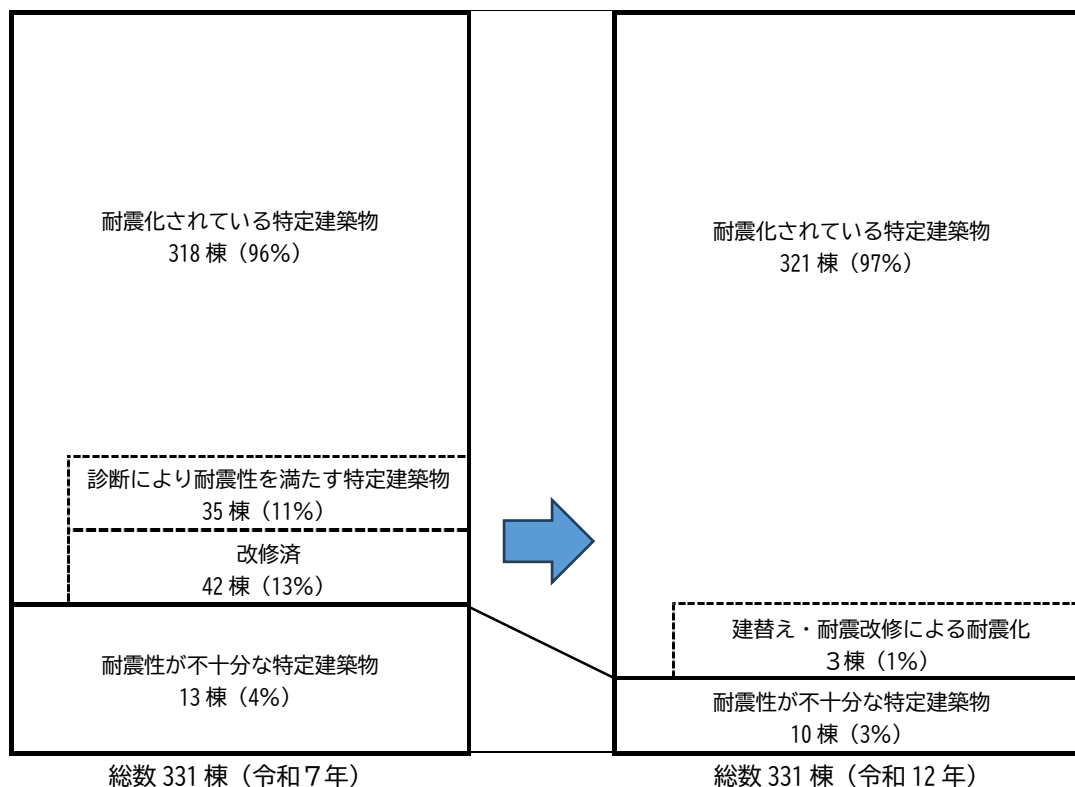


図2-4 多数の者が利用する建築物の耐震化の目標（令和12年）

※新築・除却を勘案して、令和2年時点の建築物総数から増減なしと仮定して算出。



4 公共施設・防災拠点施設等の耐震化の現状・目標

災害時に、庁舎は災害対策本部、病院は医療救護活動拠点、消防は救急・消防活動拠点、学校は避難所となるなど、多くの公共施設は防災拠点として活用されます。公共施設の耐震化を進めることは、被災時の利用者の安全の確保、被災直後の応急対応、復旧活動の拠点施設としての機能確保に繋がり、大変重要です。

一方、平成23年に発生した東日本大震災では、公共施設、民間施設を問わず、庁舎や消防、病院等の防災拠点施設や避難所が津波や揺れによる損傷を受け、使用不能となりました。平成28年に発生した熊本地震では、庁舎の損傷により建物内に立ち入りできなくなるなど、震災復興への対応能力が喪失したケースもありました。

公共施設・防災拠点施設の耐震化については、建物の重要度や倒壊危険度を考慮し優先順位の見直しを行い、緊急度の高い施設から耐震化を進めるとともに、民間施設については、所有者による早期の耐震性確保を促します。

（1）市有施設における耐震化

ア 耐震化の現状

市有施設については、小中学校施設、消防署、市庁舎、病院など災害時に拠点となる施設を優先して耐震改修工事を実施しており、概ねの施設において耐震化を完了しています。今後は、非構造部材の耐震化を行う必要があります。

なお、令和3年2月における市有施設（木造及びコンクリートブロック造以外の構造で延べ面積が200㎡以上かつ居室を有する建築物に限る。）の耐震化の状況は、表2-9のとおりです。

表2-9 市有施設の耐震化の現状について [R07.04.01 時点]

(単位：棟)

		S57 以降 棟数 (新)	S56 以前 棟数 (旧)										
				耐震性 あり	補強 不要	対応済			耐震性 なし	未対応			不明
							補強 工事	解体 ・使用 中止			補強 実施中 ・予定	未 実施	
市長部局	庁舎	1	1	1	0	1	1	0	0	0	0	0	0
	消防	4	2	2	1	1	1	0	0	0	0	0	0
	病院	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	市営住宅	8	60	45	45	0	0	0	15	0	0	0	15
	その他	68	20	17	5	12	12	0	4	1	0	1	2
教育委員会	学校	51	38	38	8	30	30	0	0	0	0	0	0
	学校以外	2	2	1	1	0	0	0	2	1	0	1	1
合 計		135	123	104	60	44	44	0	21	2	0	2	17

※ 棟数は、令和7年4月時点の市有施設一覧表（行政財産）による

イ 耐震診断結果の公表

市有施設については、施設を利用する市民に対して耐震性の周知を行っています。

ウ 耐震化の目標

市有施設の耐震性確保については、法により特定建築物の所有者としての責務に加え、特定建築物以外の市有施設についても施設所有者として「市民、施設利用者の生命（安全）」を守る責務があることから、早期に実施する必要があります。

施設の将来的な利用方針や財政事情を勘案し、非構造部材の耐震化の推進、老朽化した施設の廃止・解体を進めます。

第3 建築物の耐震化の促進に係る基本的な方針

1 役割分担の考え方・建築物所有者の努力義務

これまで多治見市では、平成7年の阪神・淡路大震災を教訓に地震防災対策を進めてきました。地震による被害を最小限にとどめるためには、市民、事業者、行政が相互の信頼関係に基づき、「自らの生命は自ら守る」という自助の考え方、「みんなの地域はみんなで守る」という共助の考え方、行政が担うべき公助の考え方を基に協働・連携することが必要です。

市民、事業者、行政が危機意識を共有しつつ、それぞれの役割を自覚して、建築物の耐震化を推進します。

(1) 市民・事業者（建築物の所有者）の役割

- ・市民及び事業者は、所有する建築物の地震に対する安全性の確保に努めます。
- ・市民及び事業者は、所有する既存耐震不適格建築物（地震に対する安全性に係る建築基準法又はこれに基づく命令若しくは条例の規定に適合しない建築物で同法第3条第2項の規定に該当するもの。）について耐震診断を行い、必要に応じ耐震改修を行うよう努めます。

(2) 市の役割

- ・市は国の基本指針や岐阜県耐震改修促進計画の内容を勘案し、耐震改修促進計画を定めます。
- ・市は県と連携して、建築物の地震に対する安全性の向上に関する啓発及び知識の普及に努めます。また、市は普及啓発重点地区を設定し、地域の実情に応じた効果的な普及啓発に努めます。
- ・市は、建築物の所有者として自ら所有する公共建築物の耐震化に率先して取り組みます。
- ・市は県と連携して、既存耐震不適格建築物の所有者に対し、耐震診断及び耐震改修について必要な指導及び助言を行います。
- ・市は県と連携して、建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るため、資金の融通又はあつせん、資料の提供その他の措置を講ずるよう努めます。

2 実施する事業の方針

(1) 事業の考え方

建築物の耐震化の促進のためには、自助、共助の考え方を基に地域防災対策は自らの問題、地域の問題という意識を持つことが重要です。市民・事業者に対して、防災意識の向上と建築物の耐震化の必要性・重要性の啓発に積極的に取り組みます。また、建築物の所有者が耐震化を行いやすい環境の整備や負担軽減のための制度の拡充に努めます。

(2) 実施する事業

耐震化の促進のためには耐震診断による耐震性能の把握が重要なことから、全ての建築物について適切な方法による耐震性能の把握を促進する事業を実施します。

耐震改修は、個人の財産である建築物に対して行うものであることから、基本的には所有者の責任において実施されるべきものです。しかしながら、耐震化は、建築物の被害の軽減、避難路や輸送路の確保、仮設住宅の建設の縮減など、震災後早期の復旧・復興に寄与します。耐震化を促進するための支援策として、建築物が個人財産であることや市の財政状況等を考慮したうえで、耐震診断を行った結果、耐震性が不十分であることが判明した建築物について耐震化を促進する事業を実施します。

3 重点的に耐震化を図る地域・建築物等の考え方

地震による建築物の倒壊等の被害から市民の生命及び財産を保護するため、既存耐震不適格建築物について、耐震改修等により地震に対する安全性の向上を図ります。

(1) 重点的に耐震化を図る地域 … 市内全域

当市は、南海トラフの巨大地震や内陸直下型地震により多くの被害が想定されていること、また、想定される地震の他にも市内に活断層が存在することから、市内全域を、重点的に耐震化を図る地域とします。

(2) 地震発生時に通行を確保すべき道路 … 第1～3次緊急輸送道路等

大規模震災時に、救急や消防活動、避難者への支援物資の輸送等の災害応急を迅速に実施するためには、要員、物資等の緊急輸送を円滑に行う必要があります。

県では、被災時の地域防災拠点・地区防災拠点を連絡する道路として、緊急輸送道路を指定し、そのネットワーク化（道路網の形成）を図っています。

なお、緊急輸送道路については、沿道の建築物の耐震化や橋梁の耐震補強、高盛土の対策、無電柱化等について連携を図りながら一体的に推進することが重要であるため、道路部局等と密に連携し、施策の推進を図っていきます。

このため、岐阜県では法第5条第3項第3号に基づき「建築物の倒壊によって多数の者の円滑な避難を困難とすることを防止するための道路」として、第1次から第3次までの緊急輸送道路を指定しました。

また、このうち、隣県、県内各地域を繋ぐ道路や、災害時の拠点施設を連絡する道路であり、災害時における多数の者の円滑な避難、救急・消防活動の実施、避難者への緊急物資の輸送等の観点から重要な道路については、沿道の建築物の耐震化を図ることが必要な道路として定め、法第5条第3項第2号に基づく道路として指定しています。

なお、多治見市では国道19号線（平成29年4月1日指定）と市道215000号線の一部（令和8年4月1日指定）が、第1次、第2次の緊急輸送道路及び法第5条第3項第2号の指定を受けた道路にあたります。〔資料1(1)(2)参照〕

(3) 重点的に耐震化を図る建築物 … 多数の者が利用する建築物等、木造住宅、市有建築物

多数の者が利用する建築物（1号特定建築物）、危険物を取り扱う建築物（2号特定建築物）、倒壊した場合に道路を閉塞し多数の者の円滑な避難を妨げる恐れのある建築物（3号特定建築物）、過去の地震において被害が集中した既存耐震不適格建築物である木造住宅、及び市民の安全の確保、地震時における応急対策活動の拠点施設や避難施設としての役割を持つ市有建築物を「重点的に耐震化を図る建築物」とします。

(4) より重点的に耐震化を図る建築物 … 耐震診断義務付け建築物

法附則第3条の「要緊急安全確認大規模建築物」及び法第7条の「要安全確認計画記載建築物」は、地震発生時における人的被害の可能性及び応急活動への影響を考慮して「より重点的に耐震化を図る建築物」とします。

なお、「要安全確認計画記載建築物」として指定する建築物は、大規模な地震が発生した場合にその利用を確保することが公益上必要な建築物（以下「防災拠点建築物」という。）と、資料1(1)(2)に記載する道路（耐震診断義務化対象路線）に接する通行障害既存耐震不適格建築物（耐震不明建築物に限る）とします。

4 第4期計画における重点的な取組み

第3期計画では、当初計画策定時に比べて、耐震性のない住宅や建築物が半減しており、また耐震診断の実施が進むなど、耐震化に関するフェーズ（段階）がこれまでから変わりつつあることから、図3-1のとおり、対象による施策の重点化を図り、「診断」から「耐震化」への取組を強化することとしました。第4期計画においても、同様の方向性で、引き続き施策を進めていきます。

図3-1 重点的に取組む対象建築物と施策の方向性

対象（3 重点的に耐震化を図る地域・建築物等の考え方より）		施策（方向性）	
区分	対象建築物	対象	啓発
耐震化を図る建築物	・全ての耐震性のない建築物(※1)	広く市民向け	診断に重点
重点的に耐震化を図る建築物	・多数の者が利用する建築物等(※2) ・木造住宅 ・市有施設	診断実施済の所有者向けに重点	改修に重点
より重点的に耐震化を図る建築物	○耐震診断義務付け建築物 ・一定規模以上で多数の者が利用する建築物(※3) ・防災拠点施設(※4) ・緊急輸送道路沿道建築物(※4)	全所有者向け	改修

着実な耐震化推進に向けてより重点化

※1 全ての既存耐震不適格建築物

※2 1号～3号特定建築物のうち、既存耐震不適格建築物であるもの。（特定既存耐震不適格建築物）

※3 要緊急安全確認大規模建築物

※4 要安全確認計画記載建築物

5 「命」を守るための多様な取組みの推進

「木造住宅の耐震化」では、現在の建築基準法で想定する大地震（極めて稀に発生する地震）において建築物が倒壊しないことを要求しており、地震による被害軽減のためにも耐震化の促進は非常に重要です。

ただし、資力等の要因により耐震改修等を行うことができない所有者もいるため、何もしないよりは、居住者の命を守る観点からリスクを低減し、人命の安全確保につながる可能性のある暫定的・緊急的な施策も有効です。

そのため、将来的な耐震化を前提に、部分的に損傷はするものの建物全体としては倒壊しない性能が確保される簡易補強のほか、主たる居室や寝室のみを補強する耐震シェルターの設置等を推進することも必要であることから、多治見市では耐震シェルターや防災ベッド等の整備費の一部を補助する事業を令和7年度から行っています。

6 新たな耐震化の取組みの検討

平成28年に発生した熊本地震や、令和6年に発生した能登半島地震では、旧耐震基準による建築物のほか、新耐震基準の在来構法の木造住宅のうち、接合部等の規定が明確化される平成12年以前に建築された住宅についても、倒壊等の被害が見られました。

そのため、旧耐震基準による建築物で耐震性が不十分なものがおおむね解消された後には、平成12年以前に建築された新耐震基準の在来軸組構法の木造住宅についても耐震性能を確認する新たな取組の検討が必要となります。

第4 建築物の耐震化を促進する施策

1 施策を推進するための体制

県、市町村、関係機関及び建築関係団体等で組織する「岐阜県建築物地震対策推進協議会」を活用し、耐震化への取り組みの情報交換や実施施策の検討などで連携を図り、県下一丸となって建築物の耐震化に取り組みます。

2 安心して耐震化が行える環境整備

建築物の所有者による耐震化への取組をできる限り支援するという観点から、所有者にとって耐震化を行いやすい環境の整備や負担軽減のための制度の実施等、耐震化の促進に必要な施策を次のとおり行っていきます。

また、本計画期間内においても耐震化に消極的な所有者のニーズ把握を行い、その要因を分析したうえで、必要に応じて新規施策の追加や、現行施策の拡充、見直しを行い、耐震化の推進に努めていきます。

（１）多治見市建築物等耐震化促進事業

旧基準建築物の耐震診断・耐震改修工事に対して県と協働して平成14年度より補助を実施し、この間、地震災害によって明らかになった課題やニーズに応じて、対象拡大や補助金の増額などの制度拡充を行ってきました。今後も耐震化の積極的な推進を図る上で、必要な予算の確保や制度の拡充等に努めていきます。

表4-1 多治見市建築物等耐震化促進事業の概要（R08 現在）

対象	種別	制度開始	特記事項
木造住宅	耐震診断	H14～	H20 所有者負担無料化（無料診断実施）
	改修工事	H16～	H21 簡易補強工事を対象追加（ $I_w=0.7$ 以上補強） R02 除却工事を対象追加 R04 代理受領者制度開始 R07 耐震シェルター等整備費を対象追加
建築物	耐震診断	H18～	H26 耐震診断義務付け建築物に対して補助拡充 R04 代理受領者制度開始
	特定建築物	計画策定	H30～
		改修工事	H30～ H28 耐震診断義務付け建築物に対して補助拡充
	分譲マンション	耐震診断	H18～
		改修工事	H30～

※ブロック塀等については、耐震化促進事業とは別に、ブロック塀が倒壊することによる人命の危険を防除するため、平成25年度から除去費用の一部補助事業を実施しています。

ア 木造住宅 耐震診断

平成14年度から旧基準の木造住宅を対象に、耐震診断に対する補助を開始。平成18年度からは全ての旧基準建築物に補助対象を拡大。

平成20年度からは旧基準の木造住宅の耐震診断を市の委託事業として所有者負担を無くし、専門家の耐震診断に加え概算補強工事費等の耐震補強のアドバイスを開始。

イ 木造住宅 耐震改修工事等

平成 16 年度から旧基準の木造住宅を対象に、耐震改修工事に対する補助を開始。平成 21 年度から補助対象を拡大し、一定の要件に該当する住宅の簡易補強工事（ $I_w=0.7$ 以上補強）についても補助対象に追加。

令和 3 年度から旧基準の木造住宅を対象に、除却工事に対する補助を開始。

令和 7 年度から旧基準の木造住宅を対象に、耐震シェルター・防災ベッド整備に対する補助を開始。

ウ 建築物 耐震診断

平成 18 年度から、旧基準の建築物を対象に、耐震診断に対する補助を開始。

エ 特定建築物 耐震化のための計画策定

平成 30 年度から旧基準の特定建築物等を対象に、耐震改修（建替えを含む）のための計画策定に対する補助を開始。

オ 建築物の耐震改修工事等

平成 30 年度から旧基準の特定建築物等を対象に、耐震改修工事（建替え、除却工事を含む）に対する補助を開始。

3 耐震化に関する啓発及び知識の普及

建築物の耐震化の促進のためには、自助、共助の考え方を基に地域防災対策は自らの問題、地域の問題という意識を持つことが重要です。市民・事業者に対して、防災意識の向上を図るとともに「耐震化緊急促進アクションプログラム」に基づき建築物の耐震化の必要性・重要性の啓発に積極的に取り組みます。

（１）相談体制の整備

ア 岐阜県木造住宅耐震相談士の活用

安心して木造住宅の耐震診断及び耐震改修を行うため、診断・改修に関する適切な知識を有する「岐阜県木造住宅耐震相談士」（以下「相談士」という。）を活用します。

相談士は、「身近に気軽に相談できる専門家」として、県が養成し登録を行っています。相談士名簿については、市窓口において閲覧できます。また、相談士の制度について、市ホームページや無料相談会等で周知を図ります。

イ 建築相談窓口

市民が気軽に建築物に係る相談ができるよう、市開発指導課において建築相談窓口を設置し、地震対策をはじめとした建築物に係る市民からの相談に応じています。

また、建築物の設計・施工について豊富な知識と経験を持つ建築関連団体においては、建築相談窓口として市民の相談に対応しています。今後も、耐震化に係る技術、補助制度、建築物の地震対策について、市民の相談に積極的に対応します。

ウ 木造住宅の耐震診断・耐震改修に係る無料相談会

市が開催する各種催事において、耐震化の普及・啓発、各種相談に対応するため、専門家による木造住宅の耐震化に関する無料相談会を開催します。

エ 建築物の耐震診断・耐震改修に係る講座

建築物の耐震化の普及・啓発、各種補助制度の相談に対応するため、「おとどけセミナー」を開催します。

オ 設計者及び改修事業者向け耐震改修講習会の実施の推進

住宅所有者がリフォーム相談をする際の相手となる設計者（岐阜県木造住宅耐震相談士等）

及び改修事業者（住宅リフォーム工事業者）に対して、耐震に関する技術講習を推進することで、事業者を通じてより広く市民への耐震化周知を図ります。

カ 一貫したサポート体制の構築

耐震診断から工事までの一貫したサポート体制の構築等による住宅耐震化を推進します。

（２）情報提供の充実

ア パンフレットの作成・配布

市民向けの相談会、パンフレット、インターネット、広報等により建築物の耐震化についての周知、啓発に取り組んできました。

今後も県及び建築関係団体と連携して、耐震化や耐震シェルター設置等の命を守る取組に関する情報提供を行い、各種補助制度、融資制度並びに耐震化の必要性・重要性について啓発していきます。

また、省エネ改修やバリアフリー改修等の機会を捉えて耐震改修の実施を促すことが効果的です。リフォーム等とあわせて耐震改修が行われるよう周知を図ります。

イ 各種広報媒体を活用した周知

広報誌、コミュニティFM、市ホームページ等を活用し、広く市民に対し補助制度の周知、耐震化を啓発します。

ウ 市主催の説明会の開催

自治会単位等で開催される説明会や講習会等へ県や市から講師を派遣し、耐震化に係る情報提供を行います。

エ 町内会等との連携

地震防災対策では、「みんなの地域はみんなで守る」という共助の考え方が重要です。町内会等は地域の災害時対応において重要な役割を果たすほか、平常時から地震時の危険箇所の点検、液状化を含む過去の地震被害の伝承や耐震化の啓発活動を行うことが期待されます。

県による各種情報の提供、専門家の派遣等必要な支援の下に、市は地域の取り組みを支援する施策を講じます。

オ 耐震啓発ローラー作戦の実施

主に旧基準木造住宅が密集する地域などを対象に、個別訪問による耐震化の重要性・緊急性の周知を図り、地域ぐるみの地震対策につながるよう地域の実情に応じたきめ細かな普及啓発を行います。

カ 診断義務付け建築物（要安全確認計画記載建築物）への啓発強化

診断報告のあった建築物で、耐震性が不十分であることが判明した建築物の所有者に対し、個別に働きかけを行い、耐震化を促します。

キ 診断実施済み建築物等の所有者への啓発強化

これまで補助制度を活用して診断を実施した建築物等で、耐震性が不十分であることが判明した建築物等の所有者に対し、ダイレクトメールを発送するなど、個別に働きかけを行い、耐震化を促します。

ク 普及啓発重点地区の選定

近い将来発生が予想されている南海トラフ巨大地震による被害の軽減を図るためには、限られた時間の中で効率的に建築物の耐震化を促進する必要があります。

このため、旧基準建築物が密集している住宅団地を普及啓発重点地区とし、効率的な普及啓発活動を行います。

ケ 教育部局との連携

住宅所有者のみならず、若い世代に対しても住宅耐震の啓発を行うことにより、家族や地域において住宅の耐震化への理解を広げるための小中学生や高校生を対象に耐震講座の開催など、教育部局との連携を図りながら、防災教育を行っていきます。

コ 地震ハザードマップ等の作成・公表

地震に対する注意喚起と防災意識の高揚を図るためには、発生のおそれがある地震の概要と地震による危険性の程度を記載した地震ハザードマップ（災害予測地図）の活用が有効です。

市では、小学校区別に震度分布を示した揺れやすさマップ及び全壊する建物割合を予測した危険度マップ、市域を2分した地図に液状化の危険度を示した液状化危険度マップ、建物倒壊による重傷者数を予測した人的災害マップ、地震による出火棟数を予測した火災被害マップを作成し公表しています。

サ 建築物の地震に対する安全性の認定

耐震改修を行った住宅については、耐震改修済みであることを対外的に周知することにより、耐震化未実施の住宅所有者に対する意識の向上が期待できます。

市の耐震化補助制度を活用し耐震改修工事を実施した住宅の所有者には、耐震改修済の表示シールを配布し、耐震改修済みである旨の表示制度の普及を図ります。

4 地震時の建築物の総合的な安全対策

（１）地震時の建築物の総合的な安全対策

これまでの地震被害の状況から、住宅・建築物の耐震化とあわせて、ブロック塀の倒壊、窓ガラス・天井・外壁等の落下、エレベーターの閉じ込め、エスカレーターの脱落、給湯設備や家具の転倒などに対する対策の必要性が指摘されています。県と連携し、被害の発生するおそれのある建築物の所有者に対し、必要な措置を講じるよう指導・啓発し、地震時の総合的な建築物の安全対策を推進します。

また、防災拠点施設については被災時において速やかに建物が使用できるよう、書架等の転倒防止対策に加え電気設備や給排水設備などの機能維持を含めた耐震性の確保やバックアップ機能の充実について、施設所有者に対し普及啓発を行います。

（２）地震に伴う宅地被害の軽減対策

地震に伴うがけ崩れや大規模盛土造成地の滑動崩落等による建築物の被害の軽減を図るため、県と連携しながら、がけ地近接等危険住宅移転事業及び宅地耐震化推進事業等の活用を促進し、宅地の安全対策を推進していきます。

第5 指導・勧告又は命令等に関する事項

1 建築物の耐震改修の促進に関する法律による指導等

所管行政庁である県・市では、法に基づき、次のとおり指導・助言、あるいは、耐震診断の結果の公表、指導内容の公表を行います。

（１）要緊急安全確認大規模建築物（法附則第3条該当）

報告された耐震診断の結果については、県ホームページ等により平成29年3月28日に公表されています。なお、多治見市では該当建築物はありません。

（２）要安全確認計画記載建築物（法第7条該当）

要安全確認計画記載建築物の所有者は、耐震診断の結果について、所管行政庁が定める期日までに所管行政庁へ報告しなければなりません。適正な報告がなされない場合にあっては、報告を促し、なお、報告しない場合にあっては、所有者に対し耐震診断結果の報告を行うべきことを命じ、必要に応じてその旨を県ホームページ等により公表を行います。

報告された耐震診断の結果については、県ホームページ等により、公表を行うとともに、耐震診断の結果、耐震性が不十分な建物の所有者に対して、耐震改修を行うよう指導・助言を行います。

（３）特定既存耐震不適格建築物（法第14条、第15条該当）

法第14条第1項各号に規定する特定既存耐震不適格建築物の所有者に対して、必要に応じて技術指針等を勧告して指導・助言を行います。

法第15条第2項に規定する特定既存耐震不適格建築物の所有者に対しては、必要に応じて指示を行い、指示をしたにも関わらず、正当な理由がなく、指示に従わなかった場合は、その旨を県ホームページ等により公表を行います。

（４）既存耐震不適格建築物（法第16条該当）

上記（１）～（３）以外の耐震不適格建築物に対しては、必要に応じて指導・助言を行います。

表5-1 指導等規制対象一覧

	耐震診断				耐震改修		
	所有者	所管行政庁			所有者	所管行政庁	
		指導 助言	指示 公表	報告命令 結果公表		指導 助言	指示 公表
要緊急安全確認 大規模建築物	義務			○	努力義務 (※2)	○	○
要安全確認計 画記載建築物				○		○	○
特定既存耐震 不適格建築物	努力義務	○	○ (※1)		努力義務 (※3)	○	○ (※1)
既存耐震 不適格建築物		○				○	

※1 地震に対する安全性向上が特に必要な一定の用途及び規模以上のものに限る

※2 地震に対する安全性の向上を図る必要があるとき

※3 必要に応じて

表5-2 用途別指導・規制対象一覧

用 途			特定既存耐震不適格建築物の要件	指示対象となる特定既存耐震不適格建築物の要件	耐震診断義務付け対象建築物の要件		
多 数 の 者 が 利 用 す る 建 築 物	学 校	小学校、中学校、義務教育学校、中等教育学校の前期課程若しくは特別支援学校	階数 2 以上かつ 1,000㎡以上 ※屋内運動場の面積含む	階数 2 以上かつ 1,500㎡以上 ※屋内運動場の面積含む	階数 2 以上かつ 3,000㎡以上 ※屋内運動場の面積含む		
		上記以外の学校	階数 3 以上かつ 1,000㎡以上				
	体育館 （一般公共の用に供されるもの）		階数 1 以上かつ 1,000㎡以上	階数 1 以上かつ 2,000㎡以上	階数 1 以上かつ 5,000㎡以上		
	ホ ーリング 場、スケート場、水泳場その他これらに類する運動施設		階数 3 以上かつ 1,000㎡以上	階数 3 以上かつ 2,000㎡以上	階数 3 以上かつ 5,000㎡以上		
	病院、診療所						
	劇場、観覧場、映画館、演芸場						
	集会場、公会堂						
	展示場						
	卸売市場						
	百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗					階数 3 以上かつ 2,000㎡以上	階数 3 以上かつ 5,000㎡以上
	ホテル、旅館						
	賃貸住宅（共同住宅に限る。）、寄宿舎、下宿						
	事務所						
	老人ホーム、老人短期入所施設、福祉ホームその他これらに類するもの		階数 2 以上かつ 1,000㎡以上	階数 2 以上かつ 2,000㎡以上	階数 2 以上かつ 5,000㎡以上		
	老人福祉センター、児童厚生施設、身体障害者福祉センターその他これらに類するもの						
	幼稚園、幼保連携型認定こども園又は保育所		階数 2 以上かつ 500㎡以上	階数 2 以上かつ 750㎡以上	階数 2 以上かつ 1,500㎡以上		
	博物館、美術館、図書館		階数 3 以上かつ 1,000㎡以上	階数 3 以上かつ 2,000㎡以上	階数 3 以上かつ 5,000㎡以上		
	遊技場						
	公衆浴場						
	飲食店、キャバレー、料理店、ナイトクラブ、ダンスホールその他これらに類するもの						
	理髪店、質屋、貸衣装屋、銀行その他これらに類するサービス業を営む店舗						
	工場（危険物の貯蔵場又は処理場の用途に供する建築物を除く）						
	車両の停車場又は船舶若しくは航空機の発着場を構成する建築物で旅客の乗降又は待合の用に供するもの					階数 3 以上かつ 2,000㎡以上	階数 3 以上かつ 5,000㎡以上
	自動車車庫その他の自動車又は自転車の停留又は駐車のための施設						
	保健所、税務署その他これらに類する公益上必要な建築物						
	危険物の貯蔵場又は処理場の用途に供する建築物					政令で定める数量以上の危険物を貯蔵、処理する全ての建築物	500㎡以上
	通行障害建築物		県及び市町村の耐震改修促進計画で指定する緊急輸送道路等の道路に接する通行障害既存耐震不適格建築物	左に同じ	法第 5 条第 3 項第 2 号及び同法第 6 条第 3 項第 1 号に定める道路に接する通行障害既存耐震不適格建築物		
	公益上必要な建築物 （防災拠点建築物）				法第 5 条第 3 項第 1 号に定める建築物		

要緊急安全確認大規模建築物

要安全確認計画記載建築物

2 所管行政庁との連携

建築物の耐震化の促進を図るための指導等を行うには、所管行政庁相互の整合性を確保した上で、指導等の内容、実施方法を定め、効果的な実施を図る必要があります。そのため、所管行政庁である県及び市において、書式の整備、具体的な取組方針等について協議を行い、連携を図りながら指導等を進めていきます。

3 建築基準法による勧告又は命令

建築基準法第6条第1項第1号に掲げる建築物、要緊急安全確認大規模建築物又は要安全確認計画記載建築物のうち、耐震診断及び耐震改修の「指示」に従わないために法に基づく「公表」を行った既存耐震不適格建築物の所有者が耐震診断及び耐震改修を明らかに行わない場合には、特定行政庁(※)は当該建築物の構造耐力上主要な部分の地震に対する安全性又は損傷、腐食その他の劣化の進み具合を把握するために立入調査を実施し、構造耐力上主要な部分の地震に対する安全性について著しく保安上危険であると明らかに認められる建築物については建築基準法第10条第3項の規定による命令を、損傷、腐食その他の劣化が進み、そのまま放置すれば著しく保安上危険となると明らかに認められる建築物については同条第1項の規定による勧告や同条第2項による命令を行います。

(※)特定行政庁 … 建築基準法第4条に定める建築主事を置く市町村の長をいう。

資料

1 緊急輸送道路（耐震診断義務化対象路線）

- (1) 隣県、県内各地域を繋ぐ特に主要な緊急輸送道路として法第5条第3項第2号に基づき指定する道路（平成29年4月1日指定）

● 国道19号

- (2) 上記指定道路または高速道路から、各地域の防災拠点施設を繋ぐ緊急輸送道路等として法第5条第3項第2号に基づき指定する道路（令和8年4月1日指定）

● 市道215000号線

【起点】国道19号（十九田交差点）～【終点】多治見市役所（駅北庁舎）

参考図_法第5条第3項第2号に基づき指定する道路

指定年月日 : R8.4.1
防災拠点施設 : 多治見市役所

